令和7年3月24日から

マイナカードと運転免許証の一体化が始まります！

★ 免許証の持ち方として、次の3つの持ち方が可能になります。

① 従来の運転免許証のみを保有する。
② 運転免許証の免許情報が記録されたマイナンバーカード（マイナ免許証）のみを保有する。
③ マイナ免許証と運転免許証の両方を保有する。

※ マイナ免許証を希望する方は、マイナンバーカードを持参してください。

★ マイナ免許証に記録される情報

① マイナ免許証の番号
② 免許の年月日、マイナ免許証の有効期間の末日
③ 免許の種類
④ 免許の条件に係る事項
⑤ 顔写真　　等

（マイナ免許証の IC チップに記録されます。マイナカードの券面に免許に関する事項は記載されません。）

★ マイナ免許証の免許情報確認方法

・ マイナポータルを経由して免許情報を確認する方法
（この場合、運転免許センター等であらかじめ利用の手続きをすることが必要です。）
・ 「マイナ免許証読み取りアプリ」をインストールしてマイナ免許証の IC チップに記録された免許情報を確認する方法

があります。

持ち方ごとのメリットとデメリット

① 従来の運転免許証のみ

- 有効期限や免許種別などの免許情報の確認が容易
- 紛失した場合、即日再交付が可能（開庁日に限る。）
- オンライン講習が受講不可
- 住所変更ワンストップサービス等（住所変更等のために免許センター等への来庁が不要）が利用不可

② マイナ免許証のみ

- 更新手数料が最も安価
- 住所変更ワンストップサービス等を受けることが可能（マイナポータル連携等の手続きが必要）
- オンライン講習が受講可能（優良講習、一般講習の方のみ。マイナポータル連携等の手続きが必要）
- 経由地更新が迅速化（即日完了。ただし、講習区分等の条件あり。）
- 紛失した場合、市町役場でのマイナンバーカードの再発行手続き及び再発行されたマイナンバーカードを改めてマイナ免許証にする手続きが必要（手続中に運転すると免許証不携帯となる。）
- 額面では免許情報の確認が不可（読取アプリやマイナポータルを利用すれば確認可能。また、マイナポータルを利用すれば、更新時期の通知の受信も可能）
- 国外免許証を申請する場合、渡航先により運転免許証が必要となる場合がある。

③ マイナ免許証と運転免許証の両方持ち

- オンライン講習が受講可能（優良講習、一般講習の方のみ。マイナポータル連携等の手続きが必要）
- 更新手数料が最も高価
- マイナ免許証を紛失した場合、市町役場でのマイナンバーカードの再発行及び再発行されたマイナンバーカードを改めてマイナ免許証にする手続きが必要（持ち方を運転免許証のみに変更する場合も手続きが必要）
- 住所変更ワンストップサービス等の利用不可

免許更新の手数料について

免許更新手続きの際には、「更新手数料」と「講習手数料」が発生します。

【更新手数料】

更新後の免許の持ち方	金　　額
免許証のみ	2,850円
マイナ免許証のみ	2,100円
免許証とマイナ免許証の両方持ち	2,950円

【講習手数料】

講　習　区　分	対面講習の場合	オンライン講習の場合
優良講習	500円	200円
一般講習	800円	200円
違反講習・初回講習	1,400円	―
高齢	―	―

※　オンライン講習は、優良講習と一般講習の方のみが対象です。
※　オンライン講習を受講するためには、マイナ免許証が必要です。
※　オンライン講習受講後、運転免許センターに来場し、視力検査等の更新手続きを行う必要があります。
※　高齢更新者は、更新時に講習はありません。（事前に自動車学校での高齢者講習等を受講していただく必要があります。）

経由地更新について

経由地更新（免許証の住所地以外で更新手続きが行える制度）についても、令和7年3月24日以降、対象者、手数料や手続きが可能な期間が変わります。
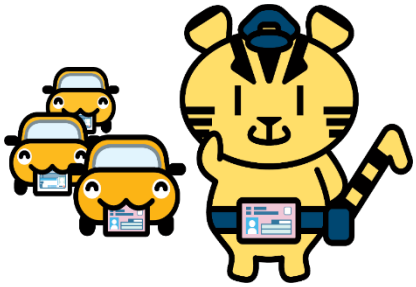
詳細は、県警ホームページの「経由地更新について」をご覧ください。